

高知県災害医療対策会議設置要綱

(設置)

第1条 災害発生時における県下の医療救護活動体制を強化するため、高知県災害医療対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 対策会議は、下記の団体の推薦する者及び県職員で構成する。

- (1) 一般社団法人 高知県医師会
- (2) 一般社団法人 高知市医師会
- (3) 一般社団法人 高知県歯科医師会
- (4) 公益社団法人 高知県薬剤師会
- (5) 公益社団法人 高知県看護協会
- (6) 高知大学医学部附属病院
- (7) 高知県基幹災害拠点病院（高知県・高知市病院企業団立高知医療センター）
- (8) 全国自治体病院協議会高知県支部
- (9) 一般財団法人 高知県救急医療情報センター
- (10) 日本赤十字社高知県支部
- (11) 高知県市長会
- (12) 高知県町村会
- (13) 高知県警察本部
- (14) 高知県消防長会
- (15) 高知県透析医会
- (16) 高知県周産期医療協議会

2 対策会議には、病院現場で災害医療に直接関わる医師で、下記の団体の推薦する者及び知事が認める者を参与員として置くことができる。

- (1) 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
- (2) 日本赤十字社高知県支部 高知赤十字病院
- (3) 社会医療法人近森会 近森病院

(委嘱)

第3条 知事は、前条に掲げる団体の者から、対策会議委員及び参与員になる旨の承諾を得た場合には、委嘱するものとする。

(議長)

第4条 対策会議の議長は、一般社団法人高知県医師会会長の職にある者を充てる。

2 議長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

(副議長)

第5条 対策会議に副議長を置く。

2 副議長は、第2条第1項に掲げる委員の互選により定める。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策会議は、議長が招集する。

2 対策会議は年2回定期的に開催するほか、議長が必要に応じて召集することができる。

3 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

4 参与員は、必要に応じて対策会議で意見を述べるができる。

5 災害医療対策地域会議の代表者は、対策会議に出席し、意見を述べるができる。

(部会)

第7条 対策会議は、必要があると認めるときは、審議する分野に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、議長の承認を得た委員をもって構成する。

3 部会長は、検討結果等を対策会議に報告する。

4 部会の名称、議事の手続その他運営に関し必要な事項については、別に定める。

(事務局)

第8条 対策会議の事務局は、高知県健康政策部保健政策課内におく。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものの他、対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が対策会議に諮って定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成17年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年３月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月４日から施行する。なお、平成３１年４月３日現在において、現に委員又は参与員の職にある者は、同年４月４日付けで「高知県災害医療対策会議」の委員又は参与員に委嘱されたものとする。

附 則

この要綱は、令和３年１２月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月２４日から施行する。